

球技場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分			金 額				
			早期	午前	午後	全日	延長
			6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～ 16時30分	9時～ 16時30分	
入場料金を徴しない 場合	平日		2,080	3,130	3,660	6,790	510
	土曜日、日曜日及び祝日		2,610	3,920	4,570	8,490	640
入場料金を徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	9,420	14,130	16,500	30,630	2,350
		土曜日、日曜日 及び祝日	11,780	17,670	20,610	38,280	2,940
	営利を目的 とするとき	平日	28,280	42,420	49,500	91,920	7,060
		土曜日、日曜日 及び祝日	35,350	53,020	61,860	114,880	8,830

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

球技場基本使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分				金 額				
				早期	午前	午後	全日	延長
				6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～ 16時30分	9時～ 16時30分	21時を超える 30分につき
スポーツ利用	入場料金を徴しない場合	平日		3,120	4,690	5,490	10,180	760
		土曜日、日曜日及び祝日		3,910	5,880	6,850	12,730	960
	入場料金を徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	14,130	21,190	24,750	45,940	3,520
			土曜日、日曜日 及び祝日	17,670	26,500	30,910	57,410	4,410
		営利を目的 とするとき	平日	42,420	63,630	74,250	137,880	10,590
			土曜日、日曜日 及び祝日	53,020	79,530	92,790	172,320	13,240
その他の場合	入場料金を徴しない場合	平日		6,240	9,380	10,980	20,360	1,520
		土曜日、日曜日及び祝日		7,820	11,760	13,700	25,460	1,920
	入場料金を徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	28,080	42,210	49,410	91,620	6,840
			土曜日、日曜日 及び祝日	35,190	52,920	61,650	114,570	8,640
		営利を目的 とするとき	平日	84,240	126,630	148,230	274,860	20,520
			土曜日、日曜日 及び祝日	105,570	158,760	184,950	343,710	25,920

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。